

公立保育所運営費の都負担金カット分と同額の財源措置を求める意見書

政府が進める「三位一体改革」の一環として、国庫補助負担金の廃止・縮小が進められている。2004年度は「1兆円」を削減するという小泉首相の指示で、各省が対象事業を提案し、結果として、新年度に公立保育所運営費の国庫補助が廃止され、一般財源化されることとなった。

公立保育所運営費のうち、従来の国庫負担分（2分の1）は新設する「所得譲与税」で見る。残りの都道府県及び区市町村分（2分の1）は地方交付税で見る。これが政府の基本方針である。

今回の政府の方針により、国の負担分が廃止になるとともに、都道府県の負担分（4分の1、三鷹市では1億2,000万円）も廃止となる見込みであり、新年度の東京都予算案にも当該負担分が計上されていない。これがそのまま何の保障もなしに実行に移されるなら、本市のように、地方交付税の交付が見込めない自治体においては、新たな多額の財政負担が生じる。

「少子化」問題の解決が国と自治体の焦眉の課題とされ、次世代育成支援の強化が強調されている中、保育所への入所を希望しながら実現できていない待機児の問題解決など、住民要求にさらにこたえていかななくてはならないときである。公立保育所事業を地方交付税の不交付団体で一層推進していくためには、従来都が担ってきた負担分について、引き続き財政的支援が図られることが必要である。平成16年1月30日付けで、三鷹市長から都知事に緊急要望書も出されている。

よって、本市議会は、東京都に対し、国の公立保育所運営費の一般財源化に当たり、公立保育所事業維持・拡充を進める立場に立って、地方交付税の不交付団体に対して、東京都が従来負担していた額と同額の明確な財源措置を新年度から行うよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年 3月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量